

新型コロナワクチン接種の追加接種(3回目)について

新型コロナワクチン接種の3回目にあたる追加接種が行われます。
接種時期は、2回目の接種後概ね8か月以上を経過した時期となります。

詳細については、接種予定月の前月までに接種券とともに案内を送付しますので、そちらをご覧ください。



例：

令和3年5月に
2回目を接種

概ね8か月以上

案内送付：令和3年12月予定
追加接種：令和4年1月頃予定

本村へ転入する前に接種された場合や海外で接種された場合などは、接種記録を村が把握できないため、接種券が届かない場合があります。そのような場合は、すこやかセンター内保健環境課まで接種券の発行を申請してください。

注意：新型コロナワクチン接種は、他の予防接種と13日以上の間隔を空ける必要があります。インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種を希望されている方は、年内の早めの時期に接種をお願いします。

他の
予防接種

(13日以上)

新型コロナ
ワクチン接種

(13日以上)

他の
予防接種

[2回目の接種が完了されていない方へ]

引き続き、接種は行っています。接種を希望される方は、村公式ホームページ「新型コロナワクチン特設ページ」をご覧ください。すこやかセンター内保健環境課までお問合せください。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課

私立高等学校等の 授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍している方。

※ただし、授業料を免除されている方は、補助対象外です

●補助金額 年額上限1万円

●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるもの(預金通帳など)
- ・印鑑

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

●申請期限 11月30日(火)

※午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

中央公民館内教育課



児童クラブ利用案内

冬休み利用のご案内

●日時

12月23日(木)～令和4年1月6日(木)

午前8時～午後6時30分
(日曜および12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

●利用料

12月23日(木)～28日(火)

利用料2,500円・おやつ代600円

1月4日(火)～6日(木)

利用料2,500円・おやつ代600円

(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

●申請書類

- 児童クラブ一時利用申請書
- 就労証明書
- その他必要書類

●申込期間

11月1日(月)～18日(木)

午前10時30分～午後6時30分
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

年間利用のご案内

●日時

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

午前8時～午後6時30分

(日曜・祝日および12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

※次の方は対象になりません

- 児童が帰宅時に大人(20歳以上)が家にいる、または児童と同一敷地内に祖父母が居住し家にいる場合
- 自営業で就労(勤務時間・場所)の証明が提出できない方

●利用料

1月～7月・9月～12月

月額5,000円

8月

月額8,000円

※おやつ代

月額1,200円

(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

●提出物

- 児童クラブ利用申請書
- 就労証明書

※父母および同居の家族が対象になります。(同一敷地内祖父母含む)

●配布・申込期間

11月1日(月)～24日(水)

午前10時30分～午後6時30分
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●留意事項

- 平日は学校から直接児童クラブへ向かいますが、帰宅時は保護者の迎えが必要となります。
- 土曜・学校休業日における児童の送迎は保護者でお願いします。
- 土曜・学校休業日の昼食とお茶は各自で持参となります。

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

事業系廃棄物の出し方について

店舗、工場、事務所などでの事業活動により発生した廃棄物を事業系廃棄物と呼び、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。これらは事業者の責任で、適正な処理や再生利用を行わなければならない。不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託をすると、廃棄物処理法に基づき罰則が科される場合があります。

ごみの減量に向けた適正な取り組みに、ご協力をお願いします。処理方法は、次のとおりです。

- 許可業者への委託
- 産業廃棄物の処理は愛知県の許可、事業系一般廃棄物は市の許可を得た業者に委託してください。

- 八穂クリーンセンターへの直接搬入 ※事業系一般廃棄物のみ搬入する前に、本村に「事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾申込書」の提出が必要です。その後、本村から交付された書類をご持参のうえ、八穂クリーンセンターへ直接搬入をしてください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年1月から令和3年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、

10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方には、翌年2月上旬に送られる予定です。

●問合せ先 民生部住民課

年金相談・お手続きの際は ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

・予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。

・お申込みの際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

●予約方法

全国共通の予約受付電話にお電話ください。

☎0570・05・4890

●問合せ先 民生部住民課

●マイナンバーカード用の写真をお撮りします

マイナンバーカード券面の顔写真を撮るサービスを行っています
ご希望の方は申請書を持って住民課までお越しください

●第2日曜日に完全予約制でマイナンバーカードの休日交付をしています

完全予約制なので2週間前までにご予約をお願いします
平日の来庁が難しい方はぜひご活用ください

詳しくは民生部住民課まで

ブロック塀等撤去費を 補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額 10万円

●補助対象 村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限 令和4年3月31日（木）

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先 開発部建設課

